

(お知らせ)

**小型無人機等飛行禁止法改正による
当社原子力発電所の対象施設周辺区域の拡大について**

2026年7月3日

東京電力ホールディングス株式会社

当社原子力発電所は、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（平成28年法律第9号。以下「本法」という。）第6条第1項の規定に基づき、その上空における小型無人機等の飛行を禁止する対象原子力事業所に指定されております。[\(2016年5月23日お知らせ済み\)](#)

小型無人機等の性能向上と普及に伴う本法の規定改正により、対象原子力事業所の敷地又は区域及びその周囲おおむね約1000メートルの地域：「対象施設周辺地域」の上空において、小型無人機等の飛行が禁止となりますのでお知らせします。

なお、対象施設周辺地域の上空において小型無人機等を飛行する場合は、事前に施設管理者への同意を得た上で、都道府県公安委員会への通報（警察署経由）が必要となり、違法な行為は罰則が科せられます。

【参考】警察庁HPへのリンク

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/shitei.html#link6>

【対象施設周辺地域上空での飛行同意に関する連絡先】

対象原子力事業所	連絡先
福島第一原子力発電所	住所：〒979-1301 双葉郡大熊町大字夫沢字北原 22 電話番号：0240-30-9301（代表）
福島第二原子力発電所	住所：〒979-0695 双葉郡檜葉町大字波倉字小浜作 12 電話番号：0240-25-4111（代表）
柏崎刈羽原子力発電所	住所：〒945-8601 柏崎市青山町 16-46 電話番号：0257-45-3131（代表）

【参考】告示および当社対象施設周辺区域図 | 警察庁

- [参考資料 1 : 福島第一原子力発電所](#)
- [参考資料 2 : 福島第二原子力発電所](#)
- [参考資料 3 : 柏崎刈羽原子力発電所](#)

以 上